

令和 4 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、米沢市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に位置付けられた以下の事業を実施するとともに、事業実施に関する協議を行う。

1 計画の推進

計画において定めた各プロジェクトの重点事業を実施する

○市街地の魅力向上プロジェクト（重点事業 1）

（1）市街地循環路線の再編・見直し

循環右回り・左回りバス路線の再編に向けて、利用しやすいダイヤ、経路及び路線名称等の見直しの検討を行う。

（2）米沢駅の誘導サイン等の改善・・・資料 7

公募型プロポーザルにより業者を選定し、見やすく認識しやすいサイン等のデザイン案作成を業務委託する。

（3）ナセ B A の交通拠点としての機能強化

ナセ B A 周辺の一方通行解除等に合わせ、バス経路の見直し及びバス乗り場の新設を検討する。

○市街地へのアクセス性確保プロジェクト（重点事業 2）

（1）郊外部の路線バスの再編・見直し・・・資料 8

再編に向けての検討を行う。

（2）運行方法・交通モード等の見直し

効率性や利便性の向上を検討する。

○広域連携強化プロジェクト（重点事業 3）

（1）奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現・・・資料 9

米沢-福島間におけるトンネル整備の早期実現に向けた政府への要望活動及び利用促進の取組を行う。

○利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト（重点事業 4）

（1）運賃制度の見直し

路線バスと市民バスで異なる運賃体系について、分かりやすく利用しやすい制度への見直しを検討する。

（2）バス待ち環境の改善

対象箇所の選定を行い、準備の整った所から順次実施する。

（3）運行情報の公表・更新

ダイヤ等の改正に合わせ、データの更新を行う。

○公共交通の基盤固めプロジェクト（重点事業5）

（１）ＩＣカードの活用・・・資料１０

普及促進活動とデータの活用を行う。

市役所での IC カード販売を行う。

（２）バスの乗り方教室の実施・・・資料１０

適宜実施する。

（３）地域主体の交通サービスの導入等の支援・・・資料８

地域との意見交換を行う。

区分	重点事業	年度					戦略的に進める事業
		2022	2023	2024	2025	2026	
1 市街地の魅力向上プロジェクト	① 市街地循環路線の再編・見直し	検討 → 検討	再編の実施 → 検討	効果検証 → 実施	利用状況に応じて適宜見直し		・米沢駅の周辺環境の改善 ・主要拠点のバリアフリー化の推進 ・低床車両・UD車両等の導入 ・市民バスの4条路線化への見直し
	② 米沢駅の誘導サイン等の改善	①サイン等の検討	②関係者との調整	③設置	利用状況に応じて適宜見直し		
	③ ナセBAの交通拠点としての機能強化	経路の見直し → 検討	再編の実施		利用状況に応じて適宜見直し		
2 市街地へのアクセス性確保プロジェクト	① 郊外部の路線バスの再編・見直し	検討 →	再編の実施 →		利用状況に応じて適宜見直し		・路線バスと施設の送迎サービス間の運行本数等の調整 ・スクールバスの活用 ・車両サイズの適正化の実施 ・AI活用による各種システムの導入検討
	② 運行方法・交通モード等の見直し	①検討	②再編の実施	③利用状況に応じて	適宜見直し		
3 広域連携強化プロジェクト	① 鉄道との接続性向上		再編の実施 →	効果検証 →	利用状況に応じて適宜見直し		・バスやタクシー等を活用した観光パックの展開及び医療機関などの広域的な移動の検討 ・MaaSに基づくサービスの展開 ・鉄道の輸送改善及び鉄道駅舎施設のバリアフリー化
	② 維持・管理に要する財源の確保			財源の確保			
	③ 奥羽新幹線の整備と米沢 - 福島間トンネル整備の早期実現			要望活動・利用促進の取組			
4 利用しやすい・わかりやすい改善プロジェクト	① 運賃制度の見直し	導入に向けた検討		制度の導入 →	利用状況に応じて適宜見直し		・冬期間の高校生の移動手段の確保 ・パーク＆ライド環境等の整備 ・電動レンタサイクルの活用 ・リアルタイムの運行情報の発信 ・サイネージ等による運行情報の発信
	② バス待ち環境の改善	対象箇所の選定 →		適宜実施 (予算状況により)			
	③ 運行情報の公表（オープンデータ）・更新			データの更新			
	④ 総合的な公共交通マップ・時刻表の作成		内容等の検討 →	ツールの作成・配布 →	適宜見直し		
5 公共交通の基盤固めプロジェクト	① ICカードの活用			ICカードデータの活用			・施設と連携した割引サービスの展開 ・利用促進に向けた条例等の検討 ・懇談会・意見交換会の開催 ・事業者の運転手確保支援 ・タクシーを活用した買い物代行等の普及啓発
	② バスの乗り方教室の実施			適宜実施			
	③ 地域主体の交通サービスの導入等の支援（乗用タクシーの活用など）	地域との意見交換 →	協議・検討 →	実証実験 モデル地域 →	見直し・本格運行		
	④ 企業や免許返納者に対する利用促進策の展開	検討 →		適宜実施			

2 協議会及び分科会の開催

協議会では、計画の実施等に関し必要な協議を行う。

分科会では、ソフト事業、ハード事業など議論する内容に応じ部会を構成し、ワークショップ等様々な手法により具体的な協議を行う。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

アドバイザーを招聘し、各種事業の実施に係る助言をもらう。

地域との意見交換の際、各地域の異なる公共交通事情も踏まえた説明をしていただく。